

桂川町農業委員会第11回総会議事録

- 1 開催日時 令和2年2月10日(月) 午後1時30分～午後2時48分
- 2 開催場所 桂川町役場 301会議室
- 3 出席委員 11名

正議長	藤春 郁夫	5	山邊俊明	最適化推進委員	
副議長	原中 輝司	6	古野隆雄	11	中嶋 團次
1	都田光義	7	野村邦博	12	平塚重義
2	竹本貞男	8	林 英明	13	久保正澄
3	神崎宏昭	9	高嶋征敏	14	大塚清文
4	金田義幸	10			

- 4 欠席委員 1名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議 案 第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (2)議 案 第30号 農地法第40条の規定の例による国有財産の売払いについて
- (3)議 案 第31号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (4)議 案 第32号 桂川町農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
- (5)報告事項 第8号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- (6)報告事項 第9号 農地法施行規則第32条第1項第1号による報告について
- (7)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大屋 智久
係 長 藤木 秀臣
書 記 堀之内 友寛

7 会議の概要

事務局	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>只今より令和元年度第11回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、礼。御着席ください。</p> <p>これより農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくをお願いします。</p> <p>(会長あいさつ) (現地確認へ)</p>
議長	<p>只今より令和元年度第11回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中11名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。10番原中壽委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事に異議ありませんか。</p>
会場	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは議事録署名委員を2番竹本貞男委員、3番神崎宏明委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の堀之内氏を指名いたします。</p> <p>議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請について議案に供します。地区担当の大塚清文委員より説明をお願いします。</p>
大塚推進委員	<p>ご報告いたします。今回の申請地につきましては、2月4日に農業委員会事務局の堀之内書記の立ち合いのもと、現地確認を行いました。議案書にありますとおり、この農地につきましては譲受人の〇〇〇〇氏が、貸資材置場と貸駐車場として利用するために今回の申請をされております。すでに地元の水利関係者との協議も行われ、同意も得られておりますので、特に問題ないと判断しております。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。続きまして、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案書に基づき説明】</p>

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等
ございますか。

野 村 委 員 基本的には田んぼの排水は横の排水に出てそのまま泉河内川に行くの
でしょうか。

大塚推進委員 はいそうです。
この道の前だけがそのまま泉河内川に落ちる形になるんですね。気を付
けてもらわなくてははいけないですよ。油が漏れたりだとかですね。

議 長 よろしいですか。他はございませんか。

高 嶋 委 員 今、結果的にそういう話の中で、対策をとられるとかはないんですか。
オイルが流れやすい圃場には、オイル溜枘とか作るじゃないですか。そ
ういうのは設置しないんですか。

竹 本 委 員 洗車とかしないんですか。

大塚推進委員 水が無いですもんね。通ってないですからね。水道を使うなら本管から
工事しないといけないから、すごくお金がかかるので、しないと思います
よ。

竹 本 委 員 舗装も何もしないということですよ。

大塚推進委員 そういうことでしょうか。事務局は聞いてますか。

事 務 局 舗装は特にしないそうです。碎石になってます。

議 長 これは道の高さまで埋め立てるということですか。

事 務 局 浄水場側が少し低くなって、県道の方から曲がってカーブの所が高くな
ってます。なので、浄水場側の道の高さまでは合わせるような形です。

大塚推進委員 道路からは少し低くなる感じですか。

事 務 局 カーブの方は少し低くなるような形になります。

議 長 隣に水路とか田んぼがあるとかの場合は、そういう自然水流が流れ込ま

ないようにするようにはあるんですけど、この場合別段支障がないからですね。

高嶋委員 今まで田んぼだったおかげで救われてましたけどね。物が建つとなるとですね。

議長 以前寿命でも、こういう資材置き場をしたんですけど、そこは周りに農地がありますから、結局資材を置いてもいいけど、それを流れ出ないようにとちょっと周りを高くしてもらったいきさつはあります。今回の場合はそういう事がはたしていえるのかなとですね。

高嶋委員 あとは役場ですよ。浄水場の方は。

古野委員 浄水場の水はすぐ横からではないんでしょう。

大塚推進委員 いや、そこから入ります。

古野委員 そうすると、ここからもし何か流れたら入るんですよ。

事務局 入りますね。

古野委員 その事は当然この方に言ってもらわないとですね。

大塚推進委員 そのこのところは事務局に言ってもらってた方がいいんじゃないかなと思いますね。

高嶋委員 ユンボを置くという事は、それから必ずオイルが出ますもんね。オイルの出ないユンボはないですから。

竹本委員 誰かが言っていたけど、ここは一度浸かったことあるらしいですね。

高嶋委員 何回もあります。

竹本委員 浸かったら油はでますよね。だから油除けはつけておかないとね。

高嶋委員 一昨年にも浸かりましたよね。上から水が流れ込んで。

事務局 そうですね。

高嶋委員 2年続けてですよね。

事務局 そうです。2年続けてです。

大塚推進委員 浸かるというか上から流れてきてですね。
ここを上げるといってますから。この横の図面の右側に水路がはいつてきてるんですよ。

神崎委員 浄水場の横に建ててはいけないという規制とかはないんですか。

大塚推進委員 それはないですね。

高嶋委員 その辺は注意してもらったらいんじゃないですか。

議長 事務局から許可を出すときには、オイルが川に流れないようにとかの指導をしてください。

事務局 はい、そこはもちろん指導させていただきます。

議長 そういう事でよろしいですか。それでは採決いたします。議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり決定しました。議案第30号、農地法第46条の規定の例による国有財産の売払いについての議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 **【議案書に基づき説明】**

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等はありませんか。
この場所はどの辺になるんですか。

事務局 東小学校の下側になります。

竹本委員 道路沿いに笹尾に入る道がありますよね。あの右側の荒れた所になりま

す。

事務局 かつらアパートのちょうど横ぐらいになります。

竹本委員 面積もそんなにないですしね。いろんな木が植えられてましたよね。

大塚推進委員 この方がもともと借りて耕作されてたんでしょう。ちがいますか。

竹本委員 いえいえ、荒れてました。

議長 今は作られているんでしょう。

大塚推進委員 そうなんじゃないですか。そうじゃないと普通払い下げないですよ。

事務局 一応、ここにつきましては、〇〇〇〇さんがイチジクとかミカンの木を植えているということで、この際、国有地をこの方に売払うということになっています。

大塚推進委員 農業委員会で許可をもらわないと、県が手続きできないんですよ。

事務局 今回この〇〇〇〇さんが農地を買う適格者であるかというのをこの総会で審議するよということなので意見照会が国からきているところです。

高嶋委員 会ったこともないのにわかりませんよね。

議長 要するに農地を持って、耕作をしているかどうかという確認だけですよ。

事務局 そうです。

大塚推進委員 事務局は先にそれを先に言わないといけませんよ。

事務局 はい。

議長 一応農業委員会の許可がいるそうです。

高嶋委員 農機具をもっているとかそういうのは確認しているんですか。

事務局 農機具につきまして所有しているのは、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、籾摺り機1台、軽トラック1台となっています。

高嶋委員 それだけ持っていたら、何も言えないですよ。

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第30号、農地法第46条の規定の例による国有財産の売払いについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第31号、桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。関連がありますので、報告事項第8号、農地法第18条第6項の規定による届出、番号2もあわせて事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】
今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する案件
令和2年2月12日から令和5年2月11日 3年 賃貸借権
通年 田 水稲 30,666㎡ 19筆 貸手4 借手4
令和2年2月12日から令和7年2月11日 5年 賃貸借権
通年 田 水稲 784㎡ 3筆 貸手1 借手1
令和2年2月12日から令和12年2月11日 10年 使用貸借
通年 田 水稲 24,485㎡ 23筆 貸手5 借手4

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等はありませんか。

それでは採決いたします。議案第31号、桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第31号は原案のとおり決定いたしました。つづきまして、議案第32号桂川町農用地利用集積計画、所有権移転の決定についての議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問ご意見等はいかがでしょうか。よろしければ採決いたします。議案第32号、桂川町農用地利用集積計画、所有権移転の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第32号は原案のとおり決定いたしました。報告事項第8号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問ご意見等はいかがでしょうか。

よろしければ報告事項第8号をおわります。続きまして報告事項第9号、農地法施行規則第32条第1項第1号による報告について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等はいかがでしょうか。

ここはもう建っているんでしょう。

事務局 事務局としては今止めている状態です。

議長 ここは農地パトロールの時に建っているのをみつけて、申請してくださいとお願いして出しているような状況です。

事務局 届出なので、出してもらうまでは工事をストップしていただいて、届出以降着工しているかたちになっています。

議長 という事です。よろしいですか。

それでは報告事項第9号はおわります。つづきましてその他事項を事務局よりお願いします。

事務局

その他事項

- ・現況証明願について
- ・非農地証明について
- ・桂川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の推薦募集について
- ・農業委員会日帰り研修について

議長

長

次回の農業委員会は3月10日火曜日に行います。以上をもちまして桂川町農業委員会第11回総会を閉会します。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議長

議事録署名人

議事録署名人